

労働力政策に関する覚え書

三好正巳

- 一、開題
- 二、全般的危機論と労働力政策
- 三、国家独占資本主義論と労働力政策
- 四、再生産構造論と労働力政策
- 五、労働運動論と労働力政策
- 六、結語

一 開題

本稿の直接の課題は、労働力政策の概念を明らかにすることである。このような課題設定の意味は、(1)労働力政策が、経済政策の中心的政策として一般化し体系化するの、国家独占資本主義体制下日本資本主義との関連では準戦時体制以降のことであり、(2)この国家独占資本主義下での労働力政策は、それがたんに労働力創出政策としてではなく、資本蓄積の具体的形態としてもつところの労働力への利潤の転化の保証とそのことによる蓄積を継続を保証することにおいて、労働力政策一般とは異なっていることを明らかにすることにある。すなわちそれ

は労働力政策を国家独占資本主義論として論じなければならないことを意味するであろう。

労働力政策の体系的確立は準戦時体制に入ってからだが、それはその時期において、蓄積過程における労働力不足の問題が発生した⁽¹⁾ことにおいてであった。労働力不足は、日本資本主義にとって、資本主義の全般的危機下の生産力の一般的停滞⁽²⁾とそれとの経済の軍事化に触発されたものであった。第一次世界大戦以降、戦後恐慌、金融恐慌、昭和恐慌の一連の恐慌過程での合理化は、その合理化過程で専門技術労働者（熟練労働者）を析出し、この専門技術労働者の機械による置きかえは戦争によって阻止された。したがって、軍需生産の増大は軍需産業の外延的拡大によるほかはなく、この軍需産業の拡大のもとで労働力不足は何よりも専門技術労働者の不足としてあらわれざるをえなかった。さらに戦争の激化は、応召者の激増をもたらし、それにとりなり専門技術労働者不足による生産の阻害を不熟練労働力の大量投入によって補填せんとするとき、労働力不足は熟練労働者のみならず不熟練労働者を含めた一般的・絶対的不足にまで到達したのである。

このような労働力不足にたいして政府のとった措置は、端的には、短期軍需労働需要充足のための職業紹介機関による積極的斡旋方の関係府県への指示（一九三七年七月二六日）と、内務・陸軍・海軍三省協議の「軍需要員充足に関する取扱要領」（一九三七年七月二日通牒）による東京、京都、大阪、神奈川、愛知、広島、福岡、長崎の各府県への軍務幹旋部の設置、その他の県での軍需労働係設置と斡旋業務とであった。さらに、軍需工業動員法⁽²⁾の一部実施（一九三七年九月一〇日法律第八八号）、「労働需給調整施設要綱」（一九三七年）の実施は、わが国における労働力政策の体系化、すなわち労務統制の開始を意味したのである。こうして日本資本主義における国家独占資本主義体制の起源と労働力政策の体系化の起源は一致するのである。

一九三七年は日中戦争の起きた年であり、日独伊防共協定が締結された年である。ここに日本資本主義は準戦時体制下に入り、それとともにさききのべたような労働力対策がとられ、一九三八年の国家総動員法の公布は以後の労働力政策の体系的展開を国家総動員体制の中軸として展開するよりどころをつくったといえよう。

準戦時体制下の労働力政策の実施は、直接には労働力逼迫によってもたらされたものには違いないが、しかし労働力不足にたいする措置としての労働力創出政策たるところに、労働力政策の本質があるのではない。むしろ労働力政策の本質的理解のためには、労働力の逼迫を結果した歴史的・経済的諸条件ならびに、その生産関係論的内容を明らかにしなければならないであろう。したがって労働力政策の本質理解にあたっては、(1)資本主義の全般的危機における労働力問題、とりわけ労働力不足の問題。すなわち、生産力の一般的停滞下での剰余価値の絶対的拡大要請に起因する労働力逼迫（労働力の過剰をとまらぬ不足として）。(2)資本主義の全般的危機は、資本主義陣営の最脆弱環において国家独占資本主義を生みだしたが、その国家独占資本主義体制としての経済軍事化の急速な展開は生産力政策の体系的実施を必然化した。労働力政策もまたその生産力政策体系の一環をなすものにはかならない。国家独占資本主義を政策体系としてとらえることはできないが、国家独占資本主義体制として如何に生産力政策なканずく労働力政策が必然化するか、また労働力政策体系の形成はどのような内容をもちつつ展開するのか。(3)かかる労働力政策は、熟練労働者の不熟練労働者による置きかえ、すなわち低賃銀労働力利用（合理化の一形態）にはかならないが、それは最終的には絶対的賃銀切下に至る。この絶対的賃銀を切下げるためには、その基盤創出としての再生産構造の再編成とりわけ農業部門における再編成の問題が重要である。農民層分解は労働力析出の問題であるのではなく、生産関係諸形態を規定する生産関係基底問題としてとらえられるべ

きであろう。農民層分解が賃労働関係の具体的諸形態を規定することにおいて、再生産構造再編成の基盤の上においてのみ、労働力政策は展開しうるであろう。(4)労働力政策の具体化、現実化にあたっては、労働者階級の主体的条件の問題が絡んでくる。労働運動の右傾化・体制内化なしには労働力政策の体系的展開はありえない。また労働力政策によって、労働運動が体制内に引きこまれることすらが起る。

以上四つの問題を明らかにすることが、労働力政策の本質を明らかにすることである。こうして労働力政策は、何よりも国家独占資本主義の労働力政策として理解されることになるのだが、それは同時に、労働力政策の理解をとおして国家独占資本主義の理解に接近することを意図するものでもある。それは今日の国家独占資本主義論が、政策体系論であったり、機構論、所有論であったりすることへの批判としてのものであり、それは賃労働関係論を基底にして国家独占資本主義論を如何に展開するかという問題にはかならないであろう。

(1) 生産力の指標として、職工一人当り実馬力数、生産額、技術員数を取ると、昭和大恐慌以降ほぼ停滞的である(付表1)。

付表1 工業生産における職工1人当実馬力数、生産額、及び技術員数

	実馬力数 (馬力)	生産額 (円)	技術員数 (人)
大正11年	1.41	3,349	0.023
12	1.61	3,380	0.024
13	1.70	3,649	0.025
14	1.71	3,804	0.027
昭和元年	2.10	3,614	0.026
2	2.68	3,582	0.026
3	2.85	3,604	0.027
4	4.61	3,730	0.029
5	4.53	3,159	0.029
6	4.49	2,792	0.029
7	4.32	3,098	0.029
8	4.23	3,725	0.028
9	4.04	3,910	0.029
10	4.50	4,574	0.032
11	4.56	4,728	0.033
12	4.76	5,570	0.032
13	—	6,117	0.035

備考 1) 実馬力数は休止予備を含む
 2) 大正11年は神奈川、群馬、奈良、福井の4県をのぞく。
 3) 商工省『工場統計表』による。

(2) 軍需工場動員法は大正七年(一九一

九年)四月一七日に制定されたもので、産業および交通に関する処置(産業および交通動員)と従業者に関する処置(労働動員)を主要内容とした。それは軍需工場およびその関連工場(原料・燃料製造工場、電力・動力発生工場など)の戦時管理を意図したものであった。日中戦争勃発とともに、昭和二年(一九三七年)九月一〇日法律第八

八号により「軍需工業動員法ノ一部ヲ支那事変ニ適用スル件」が公布され、その適用にあたり軍需工場、事業場の管理、使用、収用を目的として工場事業場管理令（一九三七年九月二五日勅令第二八号）が制定された。これらは国家総動員法（一九三八年四月）判定にいたるつなぎであつて、総動員法制定とともに廃止された。

(3) 国家総動員法（一九三八年四月一日法律第五五号）によって制定された主な勅令はつぎのとおりであつた。

。第四条関係（徴用制度）

国民徴用令（一九三九年七月八日勅令第四五一号）

国民動労働員令（一九四五年勅令第九四号）——第六条関係を含む——

。第五条関係（総動員業務への協力）

国民動労働協力令（一九四一年一月二三日勅令第九九五号）

学徒動労働令（一九四四年八月二日勅令第五一八号）

女子挺身動労働令（一九四四年八月二三日勅令第五一九号）

。第六条関係（雇入、解雇、賃銀等の制限）

学校卒業者使用制限令（一九三八年八月二四日勅令第五九九号）

従業者雇入制限令（一九三九年三月三十一日勅令第一二六号）

工場就業時間制限令（一九三九年三月三十一日勅令第一二七号）

賃銀統制令（一九三九年三月三十一日勅令第一二八号）

賃銀臨時措置令（一九三九年一月一八日勅令第七〇五号）

青少年雇入制限令（一九四〇年二月一日勅令第三六号）

従業者移動防止令（一九四〇年一月九日勅令第七五〇号）

労務調整令（一九四一年一月二八日勅令第一〇六三号）

重要事業場労務管理令（一九四二年二月二五日勅令第一〇六号）——第七条関係（争議行為の制限禁止）を含む——

。第一条関係（会社經理の統制——社員給与の統制）

会社經理統制令（一九四〇年一月一九日勅令第六八〇号）

。第十九条関係（価格、工資等の制限）

。労働力政策に関する覚え書（三好）

価格等統制令（一九四一年九月三日勅令第八四一号改正）

。第二条関係（職業能力検査）

国民職業能力申告令（一九三九年一月七日勅令第五号）

。第二条関係（技能者養成）

工場事業場技能者養成令（一九三九年三月三十一日勅令第一三一号）

二 全般的危機論と労働力政策

労働力政策を、国家独占資本主義段階のものとして限定的に理解すべきであると主張してきたが、そのばあい帝国主義論ではなく全般的危機論を出発点においたことはつぎのような理由によるものである。すなわち、(1)全般的危機論の基本的部分を構成するものは帝国主義論である。⁽¹⁾(2)しかし、同時に体制間矛盾の問題がからんでくることによって、帝国主義の「最も重要な矛盾」（階級矛盾、帝国主義裂強間矛盾、民族間矛盾）⁽²⁾が激化するというだけにとどまらず、それを錯綜した諸対立として発現せしめる。ここでは階級闘争の分裂問題やファシズムの抬頭の問題が起ってくる。(3)またそこでは、「独占に固有の停滞と腐朽との傾向」⁽³⁾のほかに、軍事経済体制化のもとの停滞とその一般的深化がひきおこされる。したがって、危機下生産力の一般的停滞のもとでの軍需生産の増強が行なわれることにおいて、労働力が生産力問題の主軸となる段階は、この全般的危機の段階においてにはかならない。この意味で、限定された意味での労働力政策の理解にあたって、それは全般的危機論との関係において把握されなければならなかったのである。

ところで、全般的危機論での主要な問題の一つとして市場問題の激化をあげうるであろう。それは体制間矛盾

を第一の矛盾として置くこととかかわっている。市場問題激化の内容は経済ブロック形成の問題であり、そのブロック間における軍事的、政治的、経済的対立激化の問題である。こうした市場問題激化のもとでは、階級的対立の激化や被植民地人民とその宗主国の支配階級との対立激化がひきおこされ、それゆえに資本主義の体制強化が必要となる。資本主義はその体制強化のために圧制支配とその維持のための経済軍事化を必然化し、その体制は最もゆきついたところでは国家独占資本主義体制となる。この経済軍事化のためには徹底した合理化が必要である。日本資本主義の合理化では、昭和恐慌期から準戦時体制にかけて、繊維産業の合理化が一つの軸となった。それは当時における繊維産業が日本資本主義の戦略基幹産業であって、激化した世界市場競争のもとで効率よく外貨を稼ぐために必要な合理化であった。こうして円市場からドル、ポンド市場へのダンピングによる市場転換で稼がれた外貨は、軍需資材の備蓄のために使用されたのである。しかし、そこでの合理化は技術的改善や新鋭機械導入によるものではなく、劣弱な生産力しかもちえない零細企業の淘汰・整理（↓下請化促進の過程として進行）をととしての生産力水準の上昇を意図したものでしかなかった。したがってこの合理化過程は、原料・資材の統制を通じての生産統制としておこなわれたのである。同じく、合理化のいま一つの軸であった鉄鋼業は、合併集中によってその合理化をおこなったが、それはたんに鉄鋼業のみの合理化であるというよりは、それによって日本製鉄株式会社の形成と展開を軸として日本資本主義の全軍事経済体制をつくりあげていったというべきであろう。日本資本主義にとっての鉄―石炭の結合関係が、ブロック経済化における再生産構造においてその軸として成立したのもこの時期である。しかもこうした軍事経済体制が生産力統制として進行する過程において、なお財閥は重化学工業化と生産の集積とをなしたとげたのである。したがってこのような合理化の性格からすれば、戦時

軍需生産の拡大はもっぱら量的拡大によるほかはなかつた。そこにすでに労働力需要の拡大と絶対的不足の原因がみられる。

この時期の生産の基幹的担い手は熟練労働者であり、この熟練工を軸とした労働力編成の質こそが、当時の生産力水準を大きく規定していたのである。したがって、生産能力の向上も生産の拡大も、すべてが既存機械体系・技術体系での「実働率増進」を熟練工に負うことによつて以外にはなしえなかつたのである。かくて軍需生産拡大のための工場増設はすぐに熟練工不足の問題をひきおこしたのである。この熟練工を中心とする労働力不足の問題の発生はそれまでの失業問題を後退せしめ、⁽⁴⁾労働問題としては賃銀問題を前面におしだすこととなつた。

このことは、労働力不足問題が労働者の移動率や稼働率としてとらえられ、その解決を賃銀額や賃銀政策に頼るということを意味するものでもあつた。労働力不足が移動率や稼働率の問題としてしか理解されなかつたということは、労働力不足が熟練工不足を中心にしたものであつたことによる。それは、一つには当時の生産力水準が熟練工を軸とした労働力編成（Ⅱ「補助工」体系）に支えられ、また専門技能労働者の実働率が生産増強の唯一のきめ手であり、同時に機械の実働率上昇のための唯一の方策であつたような熟練工の役割と、いま一つはその熟練工の養成がそのような労働力編成における労働過程においてのみなされるという、いわば企業内養成が支配的であつたという事情からきたものであつた。

戦争による召集激化は熟練工不足に一層の拍車をかけたのみでなく、労働力給源の一般的涸渇すらもたらした。機械化を阻止されたもとの戦時増産体制は、炭鉱においては切羽の増設と不熟練工の大量投入によつて担われたが、それは熟練工不足を補償するための唯一の方策であつた。しかし、この不熟練工による代替はその能

率からして熟練工に及ばないのはもとより、当時の労働過程が熟練工を軸とする労働力編成のもとでおこなわれていたことからしても、生産の減退をまねかざるをえなかった。それゆえに生産減退を補填し生産を増大させるためにはより一層の採炭切羽の拡大と不熟練労働力の大量投入を必要としたのである。こうして熟練工不足の問題は農村過剰人口の解消とともに不熟練工をふくめた労働力の一般的・絶対的不足をもたらし、戦争末期にはこうした不熟練労働力の一層の劣質化（＝婦人・年少労働者、植民地労働者への置きかえ）とこれら劣質労働力の強制的調達（＝徴用）とを結果した。こうした生産関係（＝剰余価値生産）の問題は生産力（ここではとりわけ労働力）の問題となる。したがって、ここでの生産力停滞とその補填のための生産力の問題は、剰余価値生産の方式、すなわち生産関係における具体的諸形態の問題にはかならない。資本主義の全般的危機下の国家独占資本主義体制の成立もこのような問題としてとらえられるべきであろう。ただしそのばあいには、生産力停滞の補填のための生産力政策の体系成立を抜きにして国家独占資本主義の特質は明らかにしえないであろう。ここにおいて、労働力不足を主要内容とする労働問題として発現し、そのかぎりでは労働力給源問題が提起されざるをえない。労働力給源問題については別に述べるとして、ここでは特に、農民層分解が小農制農業のもどしかも農業生産力の一般的停滞がみられるとき、戦時応召者の増大過程では農村の労働力供給能力はかかる巨大な労働力需要にたいしては相対的に低下せざるをえないということ述べておかねばならない。

熟練工不足から労働力の一般的・絶対的不足へと展開するにおいて、資本にとつての労働力不足問題は労働力移動や稼働率の問題から労務配置（就業制限や権力的動員による労働力化政策）問題へと移った。なぜなら、この労働力不足は、生産力の一般的停滞下における資本蓄積が熟練労働力の不熟練労働力による置きかえ（絶対的賃金の引

き下げ）としてあらわれることにより、不熟練労働力にたいする需要の絶対的増大をもたらすからである。したがってこの不熟練（低賃銀）労働力への需要を充足するための労働力化政策が要請されるが、それは同時に低賃銀の制度的保証（賃銀統制）をとみなざるをえないのである。ここに労働力政策が実際は賃銀政策を内容とし、生産力政策の内容もまた生産関係（剰余価値生産）の問題であることが明らかにされうるであらう。

（戦時）国家独占資本主義体制下にあつて、労働問題がいかに労働力問題であるかのごとくあらわれ、またそのような労働力問題の枠内において階級的対抗関係が賃銀制度の矛盾としてでなく賃銀額の問題としてあらわれるためには、一種の「産業民主制」⁽⁷⁾の虚構の成立を前提とする。すなわち、戦時体制のもとでは、軍需会社法（一九四三年一〇月三二日）によつて規定された企業の「国家性」、労働組合の解散と産業報国会運動、そして重要事業場労務管理令（一九四二年二月二五日）は、まさに戦時体制下における「産業民主制」の強権的保証以外の何もでもなかつたというべきであらう。こうした戦時体制下の強権的「産業民主制」こそは、ファッショ的賃労働関係とそこでの強制労働とを内容とするものであつた。またこの強権的「産業民主制」が国家権力によつて生みだされたかぎりでは虚構に過ぎないものであつたが、実質的には労働組合主義にもとづく「産業民主制」と同じ内容をもちえたといえよう。もちろん、この強権的「産業民主制」において、労働組合があつたわけではなく、またそこに民主的労働組合組織があつたわけでもない。したがつて厳密には強権的「産業民主制」は「産業民主制」ではありえない。しかし、いかに強権的な性格をもち、労働条件については一さいふれない産業報国会組織であれ、ともかくそういう労働者組織なしには生産がなしえないということ。また産業報国会組織が労務管理組織を補完するものであつたことにおいて、産業報国会組織と労働組合組織そのものの差異は明らかだが、そうし

た組織的差異にもかかわらず、賃労働関係を基底にしてみたばあいの客観的役割、すなわち国家独占資本主義体制における労働組合主義労働者組織の役割において本質的に同一のものであるといわねばなるまい。こうした問題は実証的分析によって明らかにせねばならない課題であり、そのかぎりでは仮説に過ぎないにしても、「産業民主制」そのものが階級的視点からすれば一つの虚構に過ぎないものであり、労働者組織の構成や機能における差異は強権的「産業民主制」の規定にとつては二義的なものである。むしろ戦時体制にあって、ともかくかかる労働者組織を育成せざるをえなかったところにおいて、強権的「産業民主制」が「産業民主制」と同じ虚構に過ぎないという理由があるであらう。このように理解することにおいて、産業報国会をして労働強制組織としての側面のみでとらえるのではなく、それを労働者組織としてとらえ、運動展開とともに「労働者の自主性喪失」過程としてとらえることを可能にするであらう。⁽⁸⁾

ところで労働力政策は、このような諸関係ないし諸機構の上においてのみ成立しうるものであり、またそれゆえに労働力政策はそれ自身体系的であるとともに、他の全政策体系と一体化した体系的政策であらねばならないのである。その意味ではもはやそれは国家独占資本主義という一つの体制にほかならないのである。

(1) 全般的危機論の基本的構成部分を帝国主義論と体制間矛盾に置くこと（吉村正晴「帝国主義論と全般的危機論」井波卓一等編『現代帝国主義講座第一巻』日本評論社、昭和三八年、四八頁）は重要な示唆といえよう。とりわけ全般的危機論としては帝国主義論を基底におかねばならないであらう。

(2) イ・スターリン「レーニン主義の基礎について」『スターリン全集』第六巻、大月書店、昭和二七年、八七―九頁。

(3) レーニン『帝国主義』宇高基輔訳、岩波文庫昭和三一年、一六二頁。

(4) 失業率は昭和七年頃を頂点とし、以後減少し、昭和一二年には昭和初年の水準を割りさえた（付表2）。

(5) 「生産増強」のための対策として、職長制度の普及努力や五人組制度の確立など、労働力編成のための制度的補充がはから

付表2 推定失業者および失業率

年次	調査人口	失業者	失業率			
			計	給料者	日働者	その他労働者
昭和4	6,798,777	294,095	4.33	3.85	7.11	3.36
5	7,012,598	366,799	5.23	4.42	8.26	4.27
6	6,976,072	413,250	5.92	4.28	9.86	4.90
7	7,109,347	489,168	6.88	4.89	11.59	5.61
8	7,300,213	413,853	5.67	4.22	10.67	3.97
9	7,473,066	374,318	5.01	3.96	10.31	3.07
10	7,658,396	356,557	4.66	3.86	9.62	2.82
11	7,843,011	340,855	4.35	3.70	8.98	2.61
12	7,957,873	299,541	3.76	3.41	7.75	2.20
13	7,938,449	241,901	3.05	2.89	6.30	1.70
14	8,315,211	188,820	2.27	1.59	5.40	1.21

備考) 1) 内務省社会局, 厚生省労働部『失業状況推定月報概要』
 2) 労働省『労働行政史』第1巻 昭和36年, 1276—7頁より作成。

岩三郎監訳覆刻版、法政大学出版局、昭和四四年、参照のこと。

(8) 下山房雄『日本貸金学説史』日本評論社、昭和四一年、二〇頁以降。

三 国家独占資本主義論と労働力政策

第一次世界大戦後の世界大恐慌は世界資本主義の相対的安定期をおわらせるとともにブロック的対立を激化させた。このブロック対立の激化は国家間、支配・被支配民族間の対立を激化させ、そのことによって国内階級対

れたが、これは熟練工を軸とする労働体系の崩壊の進行にたいする対応措置にほかならなかった。補助工体系による専門技能労働者の能率向上は、熟練工を軸とする労働力編成において可能なものであった。したがって、この熟練工不足のもとでは、それを補完する何らかの措置なしには機械実働率の増進は不可能であったのである。

(6) 農業生産力の一般的停滞は、総耕地面積、米穀生産高、労働生産性の三つの指標において停滞を示している（阪本精彦『日本農業の経済法則』第一章第一節「停滞の実態—東大出版会、昭和三年参照）。

(7) 「産業民主制」は組合民主主義の組織論的問題ではあるが、それは労資関係にたいするある一定の理解の上に立ってのものであることが重要である。すなわち、労資協調的關係の枠内での「組合民主主義」の問題である。

なお「産業民主制」については、Sidoney and Beatrice Webb, Industrial Democracy (London, 1897) 高野

立を一層尖鋭なものとした。このような諸矛盾の激化は、資本主義を補強しブロックの強化のための軍事的・経済的体制を生みだした。国家独占資本主義体制はこのようにして成立した。それは第二次大戦後の世界体制としての国家独占資本主義とは段階的に異なる。この差異は、資本主義の全般的危機の深化の段階に対応するものである。

国家独占資本主義の兩段階において、それら諸矛盾の賃労働関係にたいする規定性は帝国主義諸ブロック体制下の植民地収奪体系とアメリカによる世界資本主義支配体制下の(旧)植民地国等従属国収奪体系との差異である。この賃労働関係の特質において、国家独占資本主義はとらえられるべきであろう。すなわち国家独占資本主義の低賃銀基盤ないしその構造において、国家独占資本主義の段階は区別されるであろう。

日本資本主義の戦時国家独占資本主義体制においては、そこでの賃労働関係の基底は植民地農業の徹底的収奪にあった。明治末年から第一次世界大戦頃にかけての植民地地主制の急展開は、安い植民地米移入の条件となつたし、それはまた米穀法による実質的価格統制とともに、国内寄生地主制の変貌をもたらした。これらのことは、たんに日本資本主義の低米価・低賃銀構造を生みだしたというよりは、零細不耕作地主の自作農化(このことは農業恐慌によって一層促進された)と工業恐慌の併行による出稼、離農の停滞と都市失業者の帰農を原因とする土地闘争の激化を生み、このことがそこで過剰労働力の特殊構造と結合した低賃銀労働を生みだしたのである。

一方第二次世界大戦後においては、植民地喪失によって国内農業問題は直接に独占資本復活のための基盤とならざるをえなかった。国内・国外市場を崩壊された日本資本主義にとって、労働力問題は直接には低米価問題として課題化されざるをえなかった。この時期それは相対的過剰人口(労働力給源)は都市失業者層を中心に形成さ

れ、農業過剰人口は二次的なものでしかなかった。だから土地制度の改革（土地改革とはならなかった）による農業生産の拡大と米価統制が軸となり、農地改革による小農制の拡大は都市失業者層の存在とともに農村過剰人口についてはこれを潜在化せしめたのである。そのかぎりでは、農業問題はこの時期では食糧賃銀問題として課題化されざるをえなかったのである。しかしながら、この再生産構造は、戦後の対米従属化が進行するなかでの資本循環構造の変化とともに、資本蓄積の構造も変化し、それとともに再生産構造における農業の位置も変化せざるをえなかった。それゆえに、この時期の農業問題はその課題を変えざるをえなくなった。それは日本資本主義が産業合理化による低賃銀労働力の大量利用（成長産業といわれるものが、ほとんど労働集約型の産業であることと、それらの産業が軸となって進行する産業再編成において）を強化する過程における労働力不足の顕在化によって、この労働力不足と関連しての農業問題の課題化、したがって農民層分解の権力的強行過程としての農業問題へと転化したのである。農業問題は賃労働関係の基底として不可欠の問題であり、国家独占資本主義下の賃労働については、農業問題とりわけ農業危機の問題を看過することはできないであろう。

それゆえに、国家独占資本主義賃労働関係論としては、(1)資本主義の全般的危機下の生産力停滞とそこでの価値増殖過程の問題、(2)賃労働関係基底としての再生産構造基底の問題、(3)後で述べるが、鉄―石炭ないし鉄―石油という再生産構造の基底とその軸を中心にした構造体系としての生産関係体系としてとらえられねばならない。しかも、この生産関係体系の形成過程がつねに労働力体系として問題化されるところに、国家独占資本主義体制の特質をみることができるであろう。

国家独占資本主義の労働問題は、再生産構造基底（＝賃労働関係基底）の再編成に付随して発生する。それは労

働力（低賃銀労働力）不足と労働力創出として表出する。このように労働力問題としてあらわれるのは、さきにくべたように、それは生産力の一般的停滞下の合理化（≡不熟練労働力の大量利用）ということに起因するものであり、こうした不熟練労働力すなわち低賃銀労働力の大量利用がこれまでの賃労働関係基底の再編成なしには不可能なところまでに達したことが原因である。したがって国家独占資本主義労働力政策は労働力創出政策としてあらわれざるをえない。しかし、それが熟練労働力と不熟練労働力の置きかえであるかぎり、そのような不熟練労働力市場の強権的拡大としてあらわれるが、同時に、それら不熟練労働力の利用に関する諸制限の排除（≡社会政策の後退）と、労働過程への緊縛のための労務管理政策を随伴せざるをえない。こうして労働力政策は体系的であらざるをえないのである。すなわち、国家独占資本主義労働力政策は、国家政策と企業労務管理の一体化（戦時労務管理はその典型である）と、労働者保護政策の矮小化（労働力政策体系への包摂とともに）を内容とするのである。

日本資本主義における労働力政策の展開は、一九三七年の日中戦争勃発を直接の契機とする労働市場の強権的拡大として開始された。その主要な指標として、軍需工業動員法の一部実施（一九三七年九月一〇日）、職業紹介法改正（一九三八年四月一日、法律第六一号）⁽²⁾をあげうる。これらは、総動員法（一九三八年四月一日、法律第五五号）によって以後急速に展開されることになった。こうした労働市場の強権的拡張過程は、工場管理令（一九三七年九月二四日）による軍需工場の統制管理の強化と一体化して進行した⁽³⁾。それは準戦時体制の成立を意味するものであって、戦争目的のためのこの所有の私的性格の一時的制限と企業への「国家性」の賦与は、賃労働関係を陰蔽した協調的関係としての労使関係を擬制しさえしたのである。かかる労使関係としての擬制の上においてのみ、太平洋戦争の勃発による労働力の絶対的不足にたいし、労働力創出のみならず、その保護さえが主張されるにいた

った。すなわち、「労働力をできる限り保全し、長期戦に即応する体制をとるとともに、その合理的な活用によって能率を最大限に發揮せしめることは労務配置の問題とならんで喫緊の要務」となり、ここに労働者保護政策が労働力政策体系の中に矮小化され包摂されることになった。

労働力政策に包摂された労働者保護政策は、社会政策立法（Ⅱ工場法と団結法）の後退と社会保険法の強化・整備による体系転換過程として進行した。

工場法体系の構造は、諸産業法（たとえば鉱業法）、厚生法（たとえば商店法）に補完された工場法と、労働者扶助諸法、社会保険諸法、労働市場に関する諸法（たとえば職業紹介法）の関係法規からなるといえよう。一九一一年制定の工場法は、その施行を一九一六年まで延期されたが、一応の体系的完成は一九二一年頃までかかり、したがって一九二三年の工場法改正によってほぼ体系的完成をみたといえよう。その意味では、工場法はほぼ大正年間を通じて体系的完成をみたといえるであろう。一九二九年の工場法改正で、労働者災害扶助法（一九三二年四月一日、法律第五四号）によって労働者扶助は工場法鉱業法適用外の労働者への扶助がなされるようになった。さらに扶助責任を企業者に完うさせるべく労働者災害扶助責任保険法（一九三一年一月二七日、勅令第二七六号）が制定され、これによって社会保険体系が健康保険法（一九三二年四月二日、法律第七〇号）とともに一応成立したといえよう。一九三五年の工場法改正は、汽罐取締令（一九三五年四月九日、内務省令第二〇号）、退職積立金及退職手当法（一九三六年六月三日、法律第四二号）の制定によって一層整備・拡大されたのである。しかしながら、一九三七年の戦争開始とともに、商店法（一九三八年三月二六日、法律第二八号）制定など前進的側面がないわけではなかったが、戦争体制への移行にともなう労働者保護法の一部緩和（後退）が始まった。厚生省社会局通牒「軍需品工場ノ

年少者及女子労働者ノ就業時間並休日ノ取扱ニ関スル件」(一九三七年七月一四日)は軍需工場について軍部の証明あるばあいの工場法第八条第二項(保護職工の就業時間および休日の制限)の緩和をはかったものであり、また社会局長官より各地方長官宛の通牒「軍需品工場ニ於ケル保護職工ノ就業時間ノ延長並休日廃止ノ許可ニ関スル件」(一九三七年一〇月八日)、同じく社会局長官名の各鉱山監督局長宛通牒「事変ノ際ニ於ケル鉱夫労役扶助規則ノ取扱ニ関スル件」(一九三七年一〇月八日)などによって、軍需工場における制限規定の緩和・後退が始つたのである。さらに戦争の激化とともに緩和・後退は進み、「女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫労役扶助規則第一条の二第一項の特例ニ関スル件」(一九三九年八月二九日、厚生省令第二八号)による女子鉱内労働の制限緩和、「技能者養成ノ為ノ鉱夫労役扶助規則第一条ノ二ノ特例ニ関スル件」(一九四〇年四月一五日、厚生省令第二二号)による保護職工保護規定の後退がおこなわれ、一九四三年には、工場法戦時特例(同年六月一五日、勅令第五〇〇号)によって工場法の一部施行停止にいたり、いまや制限緩和、後退は全面的なものになつたのである。なお鉱夫就業扶助規則についても、「特例ニ関スル件」が公布・施行(一九四三年六月一六日、厚生省第二二号)された。

こうして、工場法体系中工場法、労働者扶助法関係の後退の他方では、社会保険法、労働市場法関係は急速に拡大・体系化された。社会保険法については、国民健康保険法(一九三八年四月一日、法律第六〇号)、職員健康保険法(一九三九年四月六日、法律第七二号)など戦争開始、労働者保護のための諸制限の緩和、後退と同時に拡大・整備されていった。戦争体制強化とともに、一九四一年には労働者年金保険法(同年三月一日、法律第六〇号)が実施されるなどの一層の拡張をみた。労働市場に関するものについては、一九三八年頃から労務統制が始り、総動員体制が急速に展開し、ほぼ一九四〇年までには体系は完成され、以後はその強化・整理過程にほかならな

かった。このように、戦争体制強化とともに、工場法体系はその構造を大きく変え、またこの構造的変化を軸として労働力政策が形成されて行ったというべきである（付表3参照）。もちろん、労働力政策成立過程は、この工場法体系のみならず、もう一つの社会政策立法である団結法との関連においてもみておく必要がある。

労働組合法については、幾度も問題になりつつも遂に成立をみなかったが、労働争議調定法（一九二六年四月八日、法律第五七号）は治安警察法第一七条および第三〇条削除にかわるものとして制定され、労働者の権利保護よりもさきに、権利制限が治安維持の目的でもって行なわれた。重要事業場管理令、軍需会社法、重要事業場労働管理令などの諸法令によって、労働そのものが統制されてゆき、労働争議調停法はそのような労働統制の形成・強化とともに、その位置を労働統制の補完的位置に移されていったのである。一九三八年から労働争議件数は減少しはじめたが、これは労働統制の整備・強化に伴うものといえよう。こうした労働争議の減少の他方では、調停件数比率はむしろ増加しており（付表4）、その意味では労働争議調停法の労働運動抑圧的性格は露わになったし、しかも労働統制のもとで一層争議への権力的介入が強まったといえよう。ここにおいて、労働争議調停法は労働統制の補強手段となったが、そのことは戦争末期において労働争議の未然防止（厚生省労働局労政課『労働争議未然防止統計』によれば一九四三年三二四件、一九四四年は一月までで二九五件に達した）を主たる内容とするにいたったことで、もっとも明白に表現されているといえよう。

労働力統制はさらに進んで労働統制と一体化することによって、労働力政策が目的とする不熟練労働力大量利用という資本蓄積形態を維持しえたわけであるが、こうした不熟練労働力大量利用過程が強権的過程として進行せざるをえないかぎり、必然的に賃銀統制をとまなざるをえない。なぜなら、かかる蓄積は労働力不足を顕在

付表4 労働争議件数および調停件数調

年次	労働争議総数		調停総件数		労働争議総件数中 同盟罷業工場閉鎖を伴ったもの		同盟罷業工場閉鎖を伴った争議に対する調停件数		同盟罷業工場閉鎖を伴った争議に対する調停件数	
	件数	参加人員	件数	争議件数に対する割合	件数	参加人員	件数	争議件数に対する割合	件数	争議件数に対する割合
大正11	584	85,909	77	13.2%	250	41,503	60	24.0%	77.9	
15	1,260	127,267	261	20.7	495	67,234	203	41.0	77.2	
昭和2	1,202	103,350	351	29.2	383	46,672	224	58.5	63.8	
3	1,021	101,893	251	24.6	397	46,252	159	40.0	63.3	
4	1,420	172,144	386	27.2	576	77,444	232	40.2	60.1	
5	2,290	191,838	659	28.8	907	81,362	385	42.5	58.4	
6	2,456	154,528	685	27.9	998	64,536	423	42.4	61.6	
7	2,217	123,313	627	28.3	893	54,783	359	40.2	57.3	
8	1,897	116,733	602	31.7	610	49,423	321	52.6	53.5	
9	1,915	120,307	601	31.4	626	49,536	279	44.6	46.5	
10	1,872	103,962	746	39.9	590	37,734	318	53.9	42.6	
11	1,975	92,724	817	41.4	547	30,900	294	53.7	36.0	
12	2,126	213,622	813	38.2	628	123,730	294	46.8	36.2	
13	1,050	55,565	494	47.0	262	18,341	153	58.4	31.0	
14	1,120	128,294	609	54.4	358	72,835	233	65.1	38.3	
15	732	55,003	426	58.2	271	32,949	168	62.0	39.4	
16	334	17,285	222	66.5	159	10,867	120	80.0	54.1	
17	268	14,373	196	73.1	173	9,625	129	74.6	65.8	
18	417	14,791	—	—	279	9,418	—	—	—	
19	296	10,026	—	—	216	6,627	—	—	—	
20	13	382	—	—	11	359	—	—	—	

- 備考 1. 労働争議総数および同盟罷業工場閉鎖を伴った争議数は内務省社会局、厚生省労働局『労働運動年報』および労働省労政局『労働統計』による。
 2. 調停総件数は昭和11年まで内務省社会局『労働争議調停年報』、昭和12年厚生省労働局『労働運動年報』、昭和13年以降は同『労働時報』による。
 3. 同盟罷業工場閉鎖を伴った争議に対する調停件数は大正15年までは内務省社会局『労働運動年報』昭和2年以降は『労働争議調停年報』ただし昭和12年は『労働運動年報』
 4. 調停件数は昭和5～12年は調停委員会による調停を含む。なお昭和16、17年は速報で集計したもの。
 5. 昭和20年は敗戦まで。
 6. 労働省『労働行政史』第1巻より作成。

労働力政策に関する覚え書(三好)

化し、賃銀の上昇をまねくからである。したがって戦時体制における労働力政策は、低賃銀・不熟練労働力確保政策であったといえるであろう。このような政策は、戦争の激化とともに労働力の絶対的不足となってあらわれ、そのことによって労働力の一層の劣質化をもたらし、ひいては戦時生産崩壊すらもたらした。かかる生産崩壊の中で、財閥資本を中心とする巨大独占資本の利潤は別個に補償された。すなわち軍需発注の前払制や各種の補助金などによってである。こうして、戦時体制は巨大な財政資金に支えられた全一的体制とならざるをえない。国家独占資本主義体制はまさにこのような体制として理解されなければならないのである。

(1) 浅野喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』お茶の水書房、昭和四三年、参照

(2) 一九三八年の職業紹介法改正は、それまでの職業紹介法（一九二一年施行）が職業仲介業者の中間搾取の防止と、とりわけ恐慌期における失業者の雇用増進を目的としたのになし、この改正によって、戦争による「短期軍需労働要員」充足を目的とする労働配置（≡労働力統制）を目的とするものに転換した。

改正職業紹介法によれば、原則として職業紹介事業が国家の管掌するものと規定され、事業内容として、職業紹介事業のほか職業指導および職業補導などがあげられた。さらに、職業紹介所を全国主要地に配し、事務の一部を市区町村長に分担せしめることなど、紹介機能を拡充し、他方で、民間紹介事業の許可制の強化がはかられた（労働省編『労働行政史』第一卷一九六一年、七二四頁）。このようにして職業紹介事業にたいする国家支配の強化によって、それは労働力統制への機構的準備を完了することになった。なお続く一九二六年の改正で、全額国庫負担による職業紹介所の国営化が完了した。

(3) 戦争によって生ずる「短期軍需労働要員」充足については、職業紹介機関が積極的にこれにあたることに、内務・陸軍・海軍三省協議による「軍需要員充足に関する取扱要領」が決定され通牒された（一九三七年）。「要領」は軍需工業動員法の一部実施（一九三七年九月一〇日）とともに改訂・拡充されたが、このように労働力統制は軍需工業への統制と関連しつつ進行し、さらに労働力統制が労働動員へと拡張するや、軍需工場への統制が一段と強化されることとなった。すなわち、軍需工業動員法第二条により工場事業場管理令（一九三七年九月二五日、勅令第五二八号）が制定され、そこでは工場の「使用」、「収用」はいまだ規定されず、ただ「管理」だけが規定されたものであった。総動員法制定で、軍需工業動員法は総動員法に吸収

・廃止されたが、工場事業場管理令は同名勅令として残された。一九三九年になると、工場事業場使用取用令が制定され、さらに企業許可令（一九四一年）、企業整備令（一九四二年）、軍需会社法（一九四三年）へと展開体系化され、産業統制が行なわれるにいたった。この産業統制の強化は、他方で労働力の強権的創出・移動を結果し、労働力統制と一体化して進行した。

労働動員機構としては、軍需省の新設（一九四三年）と、勤労局内への動員部、指導部、審議室設置（一九四四年）により制度的完備をみたことにより、労働市場の強権的確立・拡充を具体化する条件をえたのである。それが強権的労働市場として成立するためには、統制が労働過程までおよぶことを必要とし、産業報国会運動に補完された戦時労務管理の労働力政策への一体化によって、ファッショ的賃労働関係が機構的に強制されることの上に、この強権的労働市場は展開しえたものである。その意味ではまさに強制労働のための労働市場にはかならなかつたのである。

(4) 軍需会社法の骨子は、(1)企業経営の国家性を明確にすること。(2)生産責任体制の確立。(3)軍需会社にたいする行政運営の刷新をはかることにあつたといわれる（通商産業省編『商工政策史』第一巻産業統制、昭和三九年、五九八頁）。軍需会社は軍需省設置と一体をなすもので、このような軍需会社においてファッショ的賃労働関係は具体化する。

ファッショ的賃労働関係は、それが強権的強制労働過程を形成するというだけでなく、その上に成立した企業にたいする統制の全過程として成立するものである。この軍需会社法はそのような全統制過程の総括的位置をしめたといえよう。すなわち、軍需会社法第一二条による定款変更、事業委託、受託、譲渡、譲受、廃止・休止、合併・解散などへの政府介入許容規定、第一四条の業務執行、株主総会、社債権者集会など運営にたいする命令規定、さらに第二〇条、二一条による生産責任者および生産従業者の懲戒規定など、統制は全面的であつた。しかし、これらの統制は国家直轄制ではなく、私的資本の存在を是認したうえで統制であり、それゆえに補助金交付、損失補償、利益保証（第一三条）を伴なうものであつた。このように統制的過程と利潤保証過程とが同時に進行するところに、国家独占資本主義の特徴があるといえよう。

(5) 第七六帝國議會における金光庸夫厚生大臣による労働者年金保険法の提案理由によれば、「老齢、廃疾、死亡等ノ事故ハ、労働者ニ取りマシテハ、その生活上ノ不断ノ脅威デアリマス。随ヒマシテ是等ノ事故ニ際シテノ労働者ノ生活ヲ確保スルニ適切ナル施策ヲ講ジマスコトハ、老後及ビ不慮ノ災害ノ場合ノ不安ヲ一掃シ、労働者ヲシテ後顧ノ憂ヒナク、専心職域ニ奉公セシメマス為メ、極メテ肝要ナ事ト存ズルノデアリマス。随テ本制度実施ノ晝ハ、従来ノ健康保険制度ト相俟ツテ労働力ノ保全増強、延イテハ生産力ノ拡充ニ寄与スル所大ナルモノガアルト存ズルノデアリマス。」（労働省編『労働行政史』第一巻六八三頁）とされ、これが労働力維持的視点にたつことが明言されている。

労働力政策に関する覚え書（三好）

四 再生産構造論と労働力政策

資本主義の危機体制としての国家独占資本主義は、つぎの三つの展開局面でとらえられうる。

第一の局面は、農業危機を契機とする農業部門の再生産構造基底としての再編成、すなわち低賃銀基盤の再編成の局面である。

一九二〇年頃（大正中期）以降、日本農業は停滞の様相をしめすにいたった。総耕地面積、米穀生産高、労働生産性の三つの指標においてともに停滞的である。⁽¹⁾この時期は、財閥が金融資本としての性格を確立する時期とはば一致する。このことは米穀賃銀としての問題、すなわち近代プロレタリアの形成（労働者の都市滞留と再生産）による米価問題を顕在化せしめた。そして米騒動を契機としての植民地米移入と米穀法による実質的価格統制は、それまでの米穀投機を鎮静させるとともに、国内での寄生地主制そのものの後退をもたらした。この寄生地主制後退過程は、地価維持政策のもとでの大地主の土地売却と、零細不耕作地主の自作農化として進行した。その結果、一—二町層の増加と五反以下層と二町以上層農家の減少が生じ、いわゆる「中農標準化傾向」が生みだされた。それはそれとして、一九三〇年にはじまる農業恐慌は、これら自作農にたいして「裸の労働の過度集約化」⁽²⁾による自家労賃引き下げ以外に、恐慌対策の手段をもたらしめなかった。しかも、農産物の市場価格と生産価格との逆調は、この小農制生産における集約労働をして一挙に過剰なものとして顕在化せしめた。また同時に進行した工業恐慌は、これら顕在化した農村過剰人口をして脱農化の方向をとらせるよりも、それら農村労働力の余剰労働時間の年間をとおしての析出という形態であらわさしめた。この農村における自家労賃引き下げと農村余

剩労働時間の恒常的活用とにおいて、低賃銀労働が現実化した。それは農村過剰人口の存在形態と関連した労働形態において、したがって賃労働関係の具体的諸形態において労働力価値を低落せしめた。この農村過剰人口の存在形態と関連した低賃銀労働は、それが日本資本主義再生産構造の全体にかかわる基底的位置をしめるかぎり、労働力価値の低下となるのである。このことは、農村過剰人口において成立した低賃銀労働が、例外的なものではなく、また相当に重要な産業における労働力において存在することが前提されるであろう。

もちろん、こうした農業危機を楨杆とする低賃銀基盤の再編成・維持も、戦争の激化と軍需生産の絶対的拡大過程においては、農村過剰人口の涸渇とともに、総動員体制による低賃銀労働力の強権的創出を必要とした。しかし農業の低賃銀労働基底としての位置は戦時体制下でも貫徹し、戦時食糧統制が価格統制のみでなく生産（作付）統制にまで進んだことのなかにしめされている。

つぎに、第二の局面は、軍事経済体制としての国家独占資本主義の体制的展開の局面である。それは国家と財閥との癒着の新しい段階の成立であり、同時に鉄と石炭との結合を軸とする生産力体系（日本資本主義の再生産構造）の統制による強権的展開の問題でもあった。

日本鉄鋼業は、昭和大恐慌を機とする鉄鋼危機を日本製鉄株式会社（一九三四年二月一日発足、以下日鉄と略称する）への統合によって克服しようとした。これは官営製鉄、財閥系民間製鉄企業、民間単独製鋼・単独圧延企業の三層構造における銑鉄カルテル（民間製銑会社と銑鉄取扱問屋の共同出資による銑鉄共販会社）を武器とした財閥系企業による支配の一層の体制強化にはかならなかった。銑鉄供給による支配構造のもとでは安価なアメリカ屑鉄輸入が増加し、鋼材増産はこの屑鉄輸入に支えられていた。こうした銑鋼不均衡の生産構造は、戦争への突入により

破綻せざるをえなかった。なぜなら、屑鉄輸入の中止は鋼材生産の減少をもたらし、ひいては鉄鋼生産構造の矛盾をさらけ出すことになったからである。

日本製鉄業は、鉄鋼石、石炭（強粘結炭および弱粘結炭、発生炉用炭）、屑鉄などの原料を海外に強く依存していた。そのかぎりでは国内原料産業との結合関係は稀薄であった。準戦時体制から戦時体制へと戦争体制が強化されるにつれて、鉄鋼業はそれら原料と資源の確保が課題となってきた。鉄と石炭との結合関係は、日本資本主義ではこのようなものとして再生産構造の軸たる位置にすわるようになったのである。この結合関係は、その過程に国家資金の流入をはかりつつ進行し、そのことがまた他方では財閥資本にたいする戦時特別利潤を保証することになり、しかもそれを機能的に保証されることにもなった。鉄鋼関係への補償金は一九四一年一六五〇万円、一九四二年一億二六〇万円、一九四三年一億四五二〇万円、一九四四年五億四五二〇万円、一九四五年四億二〇四〇万円であった。⁽⁵⁾また石炭関係では、一九四〇年三六〇〇万円、一九四一年一億一七〇〇万円、一九四二年二億二六〇〇万円、一九四三年三億六一〇〇万円、一九四四年には実に一〇億円に達した。⁽⁶⁾

さらに鉄と石炭の結合関係は、国内では資本支配関係の上でも、資源の上でもすでに結合関係のあらたな拡大のためには限界があった。軍需生産の拡大の一環としての鉄鋼生産の拡大は、日鉄を中心とする一貫生産体制強化過程として進められたが、この過程における鉄と石炭の結合関係は植民地市場を中心に展開されざるをえなかった。密山炭鉄株式会社、茂山鉄鉄開発株式会社、華中鉄業株式会社（鉄業一般）、開灤炭販売株式会社（石炭販売）などはその例であり、これら企業にたいし、日鉄の出資額は二〇―五〇％に達していた。戦争末期においては、これらの結合関係は植民地・占領地での小規模製鉄所建設となってあらわれた。このような植民地進出は、そこ

での低賃銀労働力を前提とするものであったが、国内労働力不足は熟練工の移出を困難にし、これら小規模製鉄所なかんずく小型高炉操業において労働編成の劣質化が桎梏とならざるをえなかった。こうし(8)「小型高炉の植民地・占領地製鉄所建設計画は坐折したのである。

植民地小規模製鉄所をふくめての鉄と石炭の結合関係、さらにそれを軸とする石炭化学、機械など諸産業の展開（＝生産力体系）は植民地労働力をふくめた低賃銀労働の上に展開したものであった。またかかる生産力体系が生産力の一般的停滞のもとで生産を拡大する生産力体系であったことにおいて、労働力編成の質が生産上の重要な条件をなし、低賃銀労働力が労働力の劣質化、したがって労働力編成の劣質化につながるときには、それは生産の崩壊をもたらすこととなった。その意味で労働力政策はかかる生産力体系に規定されざるをえないのである。こうして労働力政策は低賃銀労働力の創出とともに、その労働力についての労働の質の保証のための管理を必要とする。すなわち、労働力政策と労務管理の一体化の必然性の存在である。それが第三の局面の問題である。

労働力政策と労務管理の一体化は、低賃銀労働における労働の質の保証（＝価値形成労働の形成）の問題が不熟練労働力の大量創出にあたって生起することによって要請される。なぜなら「抽象的に人間的な労働」（＝価値形成労働）の成立を前提にしてのみ剰余価値生産は一般的可能性をもつことになるからである。このような前提の上での低賃銀労働は、相対的賃銀ないし絶対的賃銀の引き下げの問題としてあらわれ、労働力政策もこうして蓄積の形態にかかわってくるのである。

ところで、国家独占資本主義の再生産は、価値廃棄（武器生産と過剰償却）を特徴とする。このような再生産に規定される蓄積においては、最後のには相対的賃銀の引き下げは絶対的賃銀の引き下げに到達せざるをえない。こ

のような相対的賃銀引き下げの絶対的賃銀引き下げへの移行は、恐慌、戦争その他政治的、軍事的緊張状態のもとでもたらされることはもちろんのことである。この絶対的賃銀の引き下げは、ファッショ的賃労働関係における強制労働において成立し、またそのような強制労働を維持するものとして、労働力政策は形成されるのである。

(1) 阪本楠彦『日本農業の経済法則』東大出版会、昭和三十一年、二一一頁。

(2) 近藤康男『転換期の農業問題』日本評論社、昭和十五年、一一頁。

(3) 拙稿「国家独占資本主義のもとでの賃労働の一断面——農村工業を対称として——」鹿児島県立短期大学『商経論叢』第一五号参照。

(4) 鉄鋼業における原料の海外依存度はきわめて高かった(付表5)。石炭については、とくに原料炭の場合は高かったようである。それは強粘結炭の国内産出がほとんどなかったことのために、中国大陸、朝鮮半島などの植民地への依存が強かったからである。また屑鉄についても、アメリカ市場への依存が高かったが、それは屑鉄操業法によって精練をおこなう平炉を主体とした単独製鋼業との関係によって生じたものであった。戦争による屑鉄輸入の中止は、屑鉄と銑鉄との配合比を平時の五一対四九から三七対六三へと変化させた。こうした配合比の変化は、戦時下の銑鉄不足解消のために展開された日鉄を中心とする銑鋼一貫体制の強化を背景として進行しえたものである。

付表5 主要原料の海外依存度

(単位%)

	鉄鉱石		炭		銑鉄	鉄屑	備用鉄	備用石	マグネシウム	プロトマ	炭石
	原料	炭屑	原料	生炭							
平時	昭和5~9年	87.5	34.0	38.0	83.0
戦時	昭和10~15年	84.5	39.0	39.0	56.0	...	47.0
戦時	昭和16~19年	61.6	51.0	25.5	18.0	2.0	13.0	100	46.0	84.5	...

備考 剣持通夫『日本鉄鋼業の発展』東洋経済新報社、昭和39年、607頁より。

付表6 戦時中鉄鋼関係補償金一覧 (単位 百万円)

	昭和16	17	18	19	20
鉄 鋼 補 償 金	16.5	102.6	122.8	347.7	330.0
鋼 材 補 償 金 (普通鋼材・圧延鋼材)			19.1	58.4	107.6
鉄 鉍 石 補 償 金			—	102.0	56.1
鉄 鋼 特 別 価 格 報 奨 金 (増産奨励金)			0.6	1.6	—
原 単 位 引 下 報 奨 金			—	4.4	—
限 定 品 種 報 奨 金			—	1.3	—
鉄・砂鉄工業特別価格報 償金			1.9	—	—
鉄・砂鉄工業賃金調整補 給金			0.6	2.7	2.5
小型溶鉍炉鉄鋼価格調整 金			—	17.8	1.7
計	16.5	102.6	145.2	536.0	420.4

備考 物価庁『物価統制資料集』(昭和25年12月作成)第1分冊 165頁より

付表7 石炭産業への国庫支出額(決算) (単位 百万円)

	昭和15年度	16	17	18	19
総 額	36.2	116.7	228.9	361.1	1004.3
俸 給	0.0	0.0			
事 務 費	0.0	0.1			
助 成 金	20.6	21.9			
(石炭増産奨励金)	20.5		14.6		
(石炭新坑開発助成金)	0.1		4.0		
石炭買取価格補償金	15.6	84.7	207.3	20.5	
石炭増産対策諸費				640.6	
(石炭増産対策諸費)				340.6	
(石炭増産督励費)				0.7	

備考 北海道炭鉍汽船株式会社『石炭国家統制史』昭和33年, 567頁より作成。

付表8 日鉄投融资関係一覧 (昭和21年9月1日現在)

	総株数 (千株)	資 本 金		日 鉄 以 上 の 投 融 資 関 係					投融資 総額 (百万円)
		公 称 (百万円)	払 込 (百万円)	持株数 (千株)	額 面 (百万円)	払 込 (百万円)	帳 簿 価 値 (百万円)	簿 価 融 資 額 (百万円)	
日 鉄 鉍 業	3,000.0	150.0	150.0	3,000.0	150.0	150.0	57.0	148.2	205.2
密 山 炭 鉍	4,000.0	200.0	200.0	1,000.0	50.0	50.0	50.0	—	50.0
華 中 鉍 業	400.0	20.0	20.0	64.9	1.5	1.5	1.5	—	1.5
開 瀾 炭 販 売	40.0	2.0	2.0	20.0	1.0	1.0	1.0	—	1.0
茂 山 鉄 鉍	1,000.0	50.0	50.0	250.0	12.5	12.5	12.5	—	12.5

備考 1) 日鉄本社外事課調

2) 『日本製鉄株式会社史』昭和34年, 804—5頁より作成。

(8) 植民地製鉄所は現地労働者の利用を目的としたものであったが、そこでの内地人労働者の割合はきわめて低かった。しかも出勤率の悪さ、移動率の高さにより、生産における内地人労働者の役割は低かった(付表9)。このことは、当時の基幹工が内地人労働者で独占されていたことよって、生産阻害の要因をなしていた。さらに一九四二年頃から具体化をはかられた小型溶鉱炉の外製鉄所計画では、こうした労働力の問題が桎梏となり、計画を坐折させることにもなった。

五 労働運動論と労働力政策

労働力政策を国家独占資本主義労働力政策としてとらえてきた。そのばあい、国家独占資本主義は階級対立の激化を内容としてもつが、そこでの労働力政策

はこの激化する階級闘争を含んだ理論においてとらえられねばならないであろう。その意味において、労働力政策は資本主義論ないし国家独占資本主義論の内容として、またその一環としてとらえられねばならないのである。ところで、これまでの日本資本主義論では、労働運動そのものが果す歴史的役割について必ずしも明確にされてはいなかったし、労働運動論の側からしても、そこでは日本資本主義の諸矛盾は労働運動の規定因とされるにすぎず、それら諸矛盾の激化が必然的に階級闘争の激化をもたらすものとして、あとは運動論としての戦略・戦術的諸問題がとりあげられるにすぎなかったのである。こうした理解においては、労働運動が日本資本主義の方向に決定的にかかわることが看過され、したがって日本資本主義の展開が客観的条件に一方的に規定され、また労働運動も日本資本主義の諸機構に規定されるという側面でもとらえられる傾向があった。

しかしながら、歴史をふりかえってみると、日本資本主義の転換点においては、労働運動も必ず大きく変化

付表9 清津製鉄所の工員構成と状況

区分	組成(%)	出勤率(%)	移動率(%)	収入月額(円)
内地人	20	74	41	154
朝鮮人	80	81	25	80
平均(または合計)	100	78	31	100

- 備考 1) 昭和18年1月現在
 2) 清津製鉄所『現状報告書』(昭和18年1月26日)
 3) 『日本製鉄株式会社』昭和34年、686頁より。

してきた。その時点では、労働運動は巨大な発展をみせつつも他方では分裂の危機を激化させ、また運動の分裂を契機としつつ運動の体制内化の危険性も増大した。労働力政策が国家独占資本主義における労働力政策として展開するにおいては、この労働運動の体制内化ないしは抑圧なしには不可能であった。それはこの労働力政策が強制労働体系を再生産するものであるかぎり、労働者階級の抵抗にたいする手当なしには実施しえないということであった。

戦時体制下における労務調整令（一九四二年二月八日、勅令第一〇六三号）と重要事業場労務管理令（一九四二年二月二五日、勅令第一〇六号）を法的支柱として展開されてきた労務統制は、それが十分に機能するためには労働者の積極的協力の組織・機構を必要とした。産業報国会はそのような役割を果すものであった。産業報国会が賃銀など労働諸条件について少しもふれない組織であったことは、それが労働組合であったとすることを困難にするが、この産業報国会運動が満州事変における「愛国的」労働運動の流れをくみ、やがて天皇制官僚に支配されるにおいて労働者の「自主的」組織としての性格を喪失したものとすれば、それは国家独占資本主義体制に包摂しつくされた労働者組織の日本的・特殊の典型とみることができよう。

そこで、労働力政策の展開が、労働運動の体制内化を前提とするとき、労働力政策の中に労働者保護政策が矮小化され包摂されることによって労働力政策の体系内での労働問題化（労働運動の体制内化）と、階級闘争の諸条件の成立の問題としての労働問題を明らかにすることが必要になってくる。

戦争体制化の合理化は、不熟練労働力の大量利用による生産の量的拡大を特徴とした。しかし戦争末期の生産崩壊が進む過程では、生産そのものよりも軍需発注における前払制などの利潤保障による蓄積が重点をなしてき

た。そうした過程では、軍需受注を確保する条件に転質した労働力の集積はそのまま生産の集積（Ⅱ既存生産力の再編成としての生産集積）の条件となった。蓄積機構のこのような変化において、賃銀統制は戦争末期には自己崩壊せざるをえなかった。熟練労働力の慢性的不足と労働力の一般の劣質化による労働力編成の解体傾向は、それによってもたらされた生産崩壊のもとで熟練工と不熟練工間の賃銀分配をめぐる矛盾をひきおこすとともに、増産奨励加給制度を無価値のものにした。賃銀統制が戦争体制下合理化としての不熟練労働力大量利用を補完するものとして、絶対的賃銀の低下を意図したものであったにもかかわらず、戦時生産崩壊とそこでの国家による利潤補償とによって、賃銀は直接生産過程の問題であることから離れてしまった。すなわち賃銀率や賃銀支払形態は労務管理手段としての意味を喪失し、したがって賃銀水準の問題を残すだけのものとなった。賃銀の生活給化はこのようなものとして生じてきたのである。工員月給制⁽⁵⁾は、かかる生活給化の上において成立したものである。しかも戦時・軍事インフレーションの進行は、家族手当など諸手当の設置、増額によって一層の生活給化をもたらしした。この生活給化は、思想的には産業報国会運動の「事業一家」的生活思想にもとづいて「年功賃銀」を制度的に確立していったのである。⁽⁶⁾

戦争体制下の合理化における絶対的賃銀の低下が、生活給化として押し進められざるをえない段階においては、労働者階級の抵抗は激化する。それは生活給化によって生産過程と直接に関連することが弱くなったことにおいて、しかもこの生活給化が絶対的賃銀の低下として成立したもので、労働の増大による賃銀額増加がなしえないほどに労働支出が限度に達しているとき、そこでの賃銀闘争は激烈とならざるをえないであろう。そこでは賃銀闘争がたんに賃銀額の増加の問題として労働支出量と無関係にとらえられるような条件はなく、したがってそこ

での賃銀闘争は蓄積の全機構に対決するものとならざるをえなかった。戦争体制下の圧制的機構の中にあっても、軍事インフレーション昂進による労働者階級の生活困難の進行は、労働者階級の抵抗を激化させた。

賃銀など労働諸条件を取りあげない産業報国会を労働組合とみるかどうかは別としても、戦争体制下合理化は産業報国会のそのような役割において可能であったわけである。このことは国家独占資本主義体制が労働組合のその体制内にくりこまれることを要求するということを示唆するものである。国家独占資本主義体制下の合理化は、労働力編成の高度化や機械導入による生産性向上（ \parallel 相対的賃銀の低下）を追求することの可能な合理化の初期の段階では、この合理化にたいする対応の違いから労働者の組織分裂の問題が顕在化し、またこの分裂を横杆として労働運動の体制包摂がおこる。それは賃銀の問題としてみれば、相対的賃銀引き下げによる合理化は、その合理化の過程内での賃銀の絶対額の増加を可能にし、この絶対額（ \parallel 手取賃銀額）をめぐって企業間労働者、企業内の熟練・不熟練労働者間の対立が生じてくる。もちろん、こうした対立は資本の管理政策によって助長されて生じるものではあるが、それが労働者内の対立を深め、組織の分裂さえひきおこすことになりかねない。しかし、こうした合理化は、絶対的賃銀引き下げとしての合理化へと段階を移行するにおいて、そのような労働者間の対立をこえて、一般的な賃銀要求の問題になることは、すでにのべたとおりである。

こうして労働力政策は、労働運動の体制内化の上に展開しうるものであるが、それはやがて労働運動を体制的束縛を離れて巨大な闘争へと飛躍する条件を成熟させてゆくし、そうした運動の飛躍においては、賃銀闘争は賃銀闘争としてではなく合理化反対闘争としての賃銀闘争としてあらわれるし、合理化が戦争体制下合理化たることにおいては、形態はともかくとして反戦闘争と結合せざるをえなくなる。こうして賃銀闘争は自からを政治的

闘争の中に貫徹しつつ、労働運動を体制的束縛から自由にする条件を、その体制内化の他方において成熟させるのである。その意味においては、労働運動の体制内化はたんに資本主義の機構に規定されるものとして理解されることも、またたんに運動論だけの問題としてとらえられてもならず、その両者の接点においてとらえられるべきであらう。

(1) 下山房雄氏は、産業報国会運動を性格づけるにあたって、その発展過程からこれを規定し、この過程を「労働者の自主性喪失の象徴」過程としてとらえられる。すなわち、産業報国会形成過程は、一九三五年の『赤旗』停刊に示される日本共産党の実質的崩壊、一九三七年の「合法左翼」の消滅など、労働者の「主体性の埋没・萎縮傾向」と対応しつつ展開されてきたとされる（下山房雄『日本賃金学説史』日本評論社、昭和四一年、二〇―二一頁）。

しかしなお、産業報国会運動の意味については、労働過程における産業報国会組織の役割や、労働諸条件が生産過程に直接規定されるよりも、全機構的に規定されることからくる労働者組織・運動の位置づけの変化（戦時体制下統制賃銀とその賃銀統制下における労働者組織・運動のかかわりかた）などの点から、国家独占資本主義体制における体制内の役割から規定することが必要であらう。

(2) 賃銀統制は労働者の生活の安定、賃銀の調整による移動防止により生産性向上を意図して実施された。一九三九年三月三一日勅令第一二八号賃銀統制令（第一次賃銀統制）は、時局産業における満一才以上満二〇才未満の男子未経験労働者の初任給基準額の確定（第五条第一項）を軸とし、さらに第二次世界大戦勃発による物価統制（九・一八ストップ令）の強化とともに賃銀臨時措置令（一九三九年一月一八日、勅令第五〇五号）による賃銀への九・一八ストップ令の適用がはかれた。賃銀臨時措置令が時限立法であったことから、その期限切れによりあらたに賃銀統制令（一九四〇年一月一六日、勅令第六七五号）が制定され、賃銀統制は第二段階に入った。ここでの特徴の一つは総額制限方式が採用され、技能・能率に応じた賃銀支払が認められていたことである。しかし戦時生産崩壊過程が進行するにつれ、実質的には総額制限方式によって保証されていた技能・能率による賃銀管理は破産することとなった。

(3) 労働力劣質化は「特殊労働者」比率の増加によって表わされる（付表10）。

付表10 日鉄労働者在籍人員

(昭和20年8月15日現在)

作業所名	洋道工員・傭員・職夫合計		学	徒		朝鮮人		女	子	規	造	特殊労働者	總計		
	男	女		計	男	女	男						女	男	女
八幡製鉄所	43,152	4,936	48,080	1,604	996	2,600	2,805	1,161	227	3,774	961	11,488	53,427	6,159	59,586
輪西製鉄所	8,467	1,040	9,507	809	149	938	2,248	—	106	1,250	418	4,980	13,192	1,295	14,487
釜石製鉄所	8,530	1,645	10,175	542	264	806	369	354	172	867	—	2,568	10,662	2,081	12,743
富士製鉄所	659	70	729	6	—	6	26	—	—	307	18	357	1,016	70	1,086
大阪製鉄所	909	22	931	—	—	—	—	—	—	33	20	53	962	22	984
広畑製鉄所	5,798	1,118	6,916	449	85	534	107	306	48	2,207	112	3,314	8,979	1,251	10,230
計	67,515	8,831	76,346	3,410	1,494	4,904	5,555	1,821	533	8,408	1,529	22,770	88,238	10,878	99,116

備考 1) 日鉄本社勤務課調『労務者在籍人員増減表』による。

2) 前掲『日本製鉄株式会社』689頁より。

(4) 炭鉱においては、炭鉱労働力の移動、それに起因する労働力の質的不斉一と低下による労働組織の崩壊と生産の減退は、請負賃銀制度とからんで採炭先山(熟練労働者)の賃銀分配上の妙味を失わせ、先山の退坑と移動の原因となった(協調会『戦時労働事情』昭和十九年、八五頁)。

(5) 工員月給制度は、生活給化の進行によって賃銀が直接的管理手段として意味をななくなったことと、「勤労新体制確立要綱」にうたう勤労の「国家性・人間性・生産性」の發揮を「皇國勤勞観」として追求することにおいて主張されるにいたった。したがって、工員月給制度は産業報国会運動推進の必然的過程をもなった(広崎真八郎『工員月給制度の研究』東洋書館、昭和十八年、一八一―九頁)。「皇國勤勞観」からする賃銀は、「職分奉公を徹底せしむるための生活保障」としての賃銀であり、そのかぎりでは工員月給制度は「勤勞者の性別年齢別を中心として最低標準生活費を算定したものを最低標準賃銀として月給の基本給を定め家族扶養度、物価、技術、職制上の地位等に応じた手当及び割増を附加し、同時に企業の利潤に応じた報償(同書、三〇六頁)で構成されるものとされた。

(6) 黒川俊雄『日本の低賃銀構造』大月書店、昭和三十九年、一五九―一六〇頁。

六 結 語

労働力政策を国家独占資本主義の労働力政策として限定し、そのような労働力政策を理解するにあたって、資本主義の全般的危機論、国家独占資本主義論、再生産構造論、労働運動論との関連において明らかにしようとしてきた。そのばあい、たんに理論として明らかにするのではなく、歴史的事実によって証明を試みつつ、労働力政策の本質を明らかにするよう努力してきた。もちろん、実証そのものが主眼であるのではなく、歴史的事実の中で理論化をはかることが目的であるので、歴史的現象の分析そのものとしては簡単なものであるほかはなかった。しかしともかく、そのような意味では、それは対象とされた日本資本主義の分析そのものにほかならなかったし、したがってそれは日本国家独占資本主義（史）論であった。

本稿が日本資本主義を対象としつつ、とりわけ戦争体制（戦時日本国家独占資本主義）を対象としたのは、これまでの日本資本主義論における戦時下分析の不十分なことが、戦後日本資本主義分析においての弱さをもたらしていると思われるからである。とりわけ戦後の近代化（論）の評価を誤らしめる原因の一部は、この戦時の分析の欠落によるといえるであろうからである。また戦後日本資本主義の危機体制（国家独占資本主義）の錯綜した諸機構の分析を誤らしめないためには、国家独占資本主義の特殊のだが典型的な戦争体制の把握が原則的示唆を与えるからである。そしてまた、戦後日本資本主義の現段階の把握において、その差異におけるよりも、その類似性において、すなわち国家独占資本主義の基本的性格の理解がきわめて重要な意味をもつからでもある。それは戦後日本資本主義における諸矛盾の激化と一層深化する危機の性格（世界史的性格）を明らかにするうえで重要な役割を果たすであろう。

付表3 労働者保護体系の構造的変遷

	工場法体系	扶助体系	社会保険体系	労働市場体系	労務管理体系
1873	日本坑法(明6.7)	各寮ニ備使スル職工及ビ役夫ノ死傷賑恤規則(明6.6)			
1875		官役人夫死傷手当規則(明8.4)			
1879	西洋形商船海員雇入雇止規則(明12.2)	各庁技術者工芸者就業上死傷手当内規(明12.2)			
1890	鉱業条例(明23.9)				
1892	鉱業警察規則(明25.3)				
1899	船員法(明32.3)				
1902		砲兵工廠職工扶助令(明35.7)			
1905	鉱業法(明38.3)一鉱業条例廃止 鉱業法施行細則(明38.6)				
1907		官役職工人夫扶助令(明40.5)			
1910	鉱業法改正(明43.3)				
1911	鉱業法改正(明44.3) 工場法(明44.3)一施行大正5年				
1916	工場法施行令(大5.8) 鉱業警察規則(大5.8)	鉱夫労役扶助規則(大5.8)			
1918		傭人扶助規則(大7.11)			
1919	鉱業警察規則改正(大8.3)				
1921	黄燐燐寸製造禁止法(大10.4)			職業紹介法(大10.4) 職業紹介法施行令(大10.6)	
1922	工場法施行令改正(大11.10)		健康保険法(大11.4)一大正15年施行	船員職業紹介法(大11.4)	
1923	工場法改正(大12.3) 工場労働者最低年令法(大12.3) 船員最低年令法(大12.3)			職業紹介法施行令改正(大12.3)	
1924	鉱業法改正(大13.7)			労働者募集取締令(大13.12)	
1925				職業紹介法施行令改正(大14.6) 管利職業紹介事業取締規則(大14.12)	
1926	工場法施行令改正(大15.6)	傭人扶助令改正(大15.6) 鉱夫労役扶助規則改正(大15.6)	健康保険法施行令(大15.6) 健康保険法改正(大15.11)		
1927	鉱業法改正(昭2.3) 工場附属寄宿舍規則(昭2.4)	鉱夫労役扶助規則改正(昭2.5)	健康保険法施行令改正(昭2.3)		
1928		傭人扶助令改正(昭3.6) 鉱夫労役扶助規則改正(昭3.9)			
1929	工場法改正(昭4.3) 工場法施行令改正(昭4.6) 工場危害予防及衛生規則(昭4.6)	鉱夫労役扶助規則改正(昭4.6) 傭人扶助令改正(昭4.7)	健康保険法改正(昭4.3)		
1931	鉱業法改正(昭6.7)	労働者災害扶助法(昭6.4) 労働者災害扶助法施行令(昭6.11)	労働者災害扶助責任保険法(昭6.4) 小児保険法(昭6.6)	入管者職業保障法(昭6.4)	
1932		供給労働者扶助令(昭7.1)			
1933		鉱夫労役扶助規則改正(昭8.6) 労働者災害扶助法改正(昭8.12) 労働者災害扶助法施行令改正(昭8.12)			
1934	鉱業法改正(昭9.3) 土石採取業安全及衛生規則(昭9.5)		健康保険法改正(昭9.3)		
1935	工場法改正(昭10.3) 鉱業法改正(昭10.3)	労働者災害扶助法改正(昭10.3) 汽罐取締令(昭10.4)			
1936	工場法施行令改正(昭11.12)	鉱夫労役扶助規則改正(昭11.7) 鉱夫労役扶助規則改正(昭11.12) 傭人扶助令改正(昭11.12) 労働者災害扶助法施行令改正(昭11.12)	退職積立金及退職手当法(昭11.6) 退職積立金及退職手当法施行令(昭11.11)	職業紹介法改正(昭11.5)	
1937	軍需工場ノ年少者及女子労働者ノ就業時間並休日ノ取扱ニ関スル件通牒(昭12.7) 土木建築工事場安全及衛生規則(昭12.9) 軍需工場ニ於ケル保護職工ノ就業時間ノ延長並休日廃止ノ許可ニ関スル件通牒(昭12.10)	事変ノ際ニ於ケル鉱夫労役扶助規則ノ取扱ニ関スル件通牒(昭12.10)			
1938	工場法施行令改正(昭13.1) 商店法(昭13.3) 工場危害予防及衛生規則改正(昭13.4) 土木建築工事場安全衛生規則改正(昭13.10)		国民健康保険法(昭13.4)	職業紹介法改正(昭13.4) 入管者職業保障法改正(昭13.4) 職業紹介法施行令改正(昭13.6) 無料職業紹介事業規則(昭13.6) 労務供給事業規則(昭13.6) 労務者募集規則(昭13.6) 管利職業紹介事業規則(昭13.7) 学校卒業生使用制限令(昭13.8)	
1939	鉱業法改正(昭14.3) 工場就業時間制限令(昭14.3)	鉱夫労役扶助規則改正(昭14.5) 女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫労役扶助規則第11条ノ2第1項ノ特例ニ関スル件(昭14.8)	健康保険法改正(昭14.4) 職員健康保険法(昭14.4) 船員保険法(昭14.4)	国民職業能力申告令(昭14.1) 従業員雇入制限令(昭14.3) 工場事業場技能者養成令(昭14.3) 学校技能者養成令(昭14.3) 国民徴用令(昭14.6) 船舶運航技能者養成令(昭14.11)	賃銀統制令(昭14.3) 賃銀統制令施行規則(昭14.4) 賃銀臨時措置令(昭14.10) 価格等統制令(昭14.10)
1940	鉱業法改正(昭15.4) 工場危害予防及衛生規則改正(昭15.10) 工場附属寄宿舍規則改正(昭15.10)	技術者養成ノ為ニ於ケル労働者扶助規則第11条ノ2ノ特例ニ関スル件(昭15.4) 労働者災害扶助法施行令改正(昭15.9)	船員保険法施行令(昭15.2) 健康保険法施行令改正(昭15.6) 職員健康保険法施行令改正(昭15.6) 退職積立金及退職引当法施行令改正(昭15.7) 労働者災害扶助責任保険法施行令改正(昭15.9)	青少年雇入制限令(昭15.2) 機械技術者検定規則(昭15.3) 職業紹介法改正(昭15.3) 職業紹介法施行令改正(昭15.7) 国民徴用令改正(昭15.10) 船員徴用令(昭15.10) 国民職業能力申告令改正(昭15.10) 労務供給事業規則改正(昭15.11) 従業者移動防止令(昭15.11) 船員使用等統制令(昭15.11)	価格等統制令改正(昭15.9) 賃銀統制令改正(昭15.10) 会社経理統制令(昭15.10) 賃銀統制令施行規則改正(昭15.10)
1941	商店法ノ閉店時刻ニ関スル件通牒(昭16.3) 土木建築工事場附属寄宿舍規則(昭16.12)	鉱夫就業扶助規則(昭16.5) 国民徴用扶助規則(昭16.12)	退職積立金及退職引当法改正(昭16.3) 健康保険法改正(昭16.3) 国民健康保険法改正(昭16.3) 労働者年金保険法(昭16.3) 労働者災害扶助責任保険法改正(昭16.11) 労働者年金保険法施行令(昭16.12)	国民労務手帳法(昭16.3) 機械技術者検定令(昭16.5) 国民労務手帳法施行令(昭16.6) 国民職業能力申告令改正(昭16.10) 学校卒業生使用制限令改正(昭16.11) 国民勤労報國協力令(昭16.11) 労務供給事業規則改正(昭16.12) 国民徴用令改正(昭16.12) 労務調整令(昭16.12)一従業者使用制限令、青少年雇入制限令、従業者雇入制限令廃止・統合 医業関係者徴用令(昭16.12)	賃銀統制令施行規則改正(昭16.7) 賃銀統制令改正(昭16.9) 賃銀統制令施行規則改正(昭16.9) 価格等統制令改正(昭16.9) 会社経理統制令改正(昭16.12)
1942	工場危害予防及衛生規則改正(昭17.2) 工場附属寄宿舍規則改正(昭17.2)	戦時災害保護法(昭17.2) 女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫就業扶助規則第11条ノ2第1項ノ特例ノ効力延長ニ関スル件(昭17.3) 女子ノ坑内就業ニ関スル鉱夫就業扶助規則第11条ノ2第1項ノ特例ニ関スル件改正(昭17.3) 戦時災害保護法施行令(昭17.4)	健康保険法改正(昭17.2)一職員健康保険法統合 国民健康保険法改正(昭17.2) 労働年金保険法改正(昭17.2) 国民健康保険法施行令改正(昭17.3) 船員保険法施行令改正(昭17.7) 健康保険法施行令改正(昭17.12) 労働者年金保険法施行令改正(昭17.12)	国民徴用令改正(昭17.1) 獣医師等徴用令(昭17.1) 国民職業能力申告令改正(昭17.1) 獣医師等職業能力申告令(昭17.1) 船員徴用令改正(昭17.3) 小型船舶乗組員手帳法(昭17.3) 学校卒業生使用制限令改正(昭17.11) 国民職業能力申告令改正(昭17.11) 国民徴用令改正(昭17.11) 国民勤労報國協力令改正(昭17.11) 労務調整令改正(昭17.11)	重要事業場労務管理令(昭17.2) 重要事業場労務管理令施行規則(昭17.2) 臨時家族手当給与令(昭17.3) 価格等統制令改正(昭17.6) 戦時勤続手当給与令(昭17.11) 臨時家族手当給与令改正(昭17.11)
1943	工場法戦時特例(昭18.6) 工場法戦時特例施行規則(昭18.6) 工場就業時間制限令廃止(昭18.6) 工場附属寄宿舍規則改正(昭18.9) 船員法施行令改正(昭18.9)	労務災害扶助法施行令改正(昭18.2) 鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ関スル件(昭18.6)	労働者災害扶助責任保険法施行令改正(昭18.3) 船員保険法施行令改正(昭18.3)	国民勤労報國協力令改正(昭18.6) 労務調整令改正(昭18.6) 国民職業能力申告令改正(昭18.6) 国民徴用令改正(昭18.7) 船員職業能力申告令改正(昭18.9) 工場事業場技能者養成令戦時特例ニ関スル件通牒(昭18.10) 工場事業場技能者養成令戦時特例(昭18.10) 軍需会社徴用規則(昭18.12) 国民職業能力申告令改正(昭18.12) 徴用令臨時特例(昭18.12)	賃銀統制令施行規則改正(昭18.2) 重要事業場労務管理令施行規則改正(昭18.2) 賃銀統制令改正(昭18.6) 徴徴士服務規律(昭18.8) 賃銀統制令改正(昭18.11)
1944	工場危害予防及衛生規則改正(昭19.1) 船員法戦時特例(昭19.2)	鉱夫就業扶助規則ノ特例ニ関スル件改正(昭19.2)	厚生年金保険法(昭19.2)一労働者年金保険法、退職積立金及退職手当法統合 厚生年金保険法施行令(昭19.5) 健康保険法施行令改正(昭19.5)	国民徴用令改正(昭19.2) 国民職業能力申告令改正(昭19.2) 職業紹介法施行規則改正(昭19.3) 国民職業能力申告令改正(昭19.5) 労務調整令改正(昭19.5) 学徒労働令(昭19.8) 女子挺身労働令(昭19.8) 労務供給事業規則改正(昭19.9) 労務調整令改正(昭19.11) 国民勤労報國協力令(昭19.11) 軍需会社徴用規則改正(昭19.11)	戦時官吏服務令(昭19.1) 戦時公吏服務令(昭19.1) 賃銀統制令改正(昭19.5) 価格等統制令改正(昭19.9) 日備労働者の賃銀規制ニ関スル件通牒(昭19.10) 賃銀統制令改正(昭19.11) 賃銀統制令施行規則改正(昭19.11) 勤続手当給与令(昭19.12)
1945		国民勤労員扶助規則(昭20.3)		船員勤員令(昭20.1) 国民勤労員令(昭20.3)一学校卒業生使用制限令、労務調整令、国民徴用令、国民勤労報國協力令、女子挺身隊令廃止・統合 戦時要員緊急要務令(昭20.5)	価格等統制令改正(昭20.5) 賃銀統制令改正(昭20.8)